

特定非営利活動法人しいの木ひろば定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しいの木ひろばという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県比企郡吉見町大字長谷1678番地6に置く。

(目的)

第3条 この法人は、会員の協同互助の運営を基本とし、こども、若者をはじめとする地域住民に対し、飲食、体験、学習、交流の場を提供し、誰もが尊重され、かつ主体的に関わることができる居場所を築くとともに、地域の人と協力し、すべてのこどものウェルビーイングをはぐくむ地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① こどもの居場所作り事業
 - ② 食育事業
 - ③ 地域交流促進事業
 - ④ 地域子育て支援事業
 - ⑤ その他この法人の目的を達するのに必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第15条** 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 役員は、再任されることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提

案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもつて構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあってはその旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終

わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときには存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雜則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	福井桂
副代表理事	市川裕美子
"	小川純一
理事	市ノ川詩織
"	池内俊之
"	池内貞子
"	蝦名悠
監事	木村花子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の1の規定にかかわらず、成立の日から令和7年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ① 個人 年会費 2,000円
- ② 団体 年会費 5,000円

(2) 賛助会員

- ① 個人 年会費 500円
- ② 団体 年会費 3,000円

役員名簿

特定非営利活動法人しいの木ひろば

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ふくいけい 福井桂		無
理事	いちかわ ゆみこ 市川裕美子		無
理事	おがわじゅんいち 小川純一		無
理事	いちのかわしおり 市ノ川詩織		無
理事	いけうちさだこ 池内貞子		無
理事	いけうちとしゆき 池内俊之		無
理事	えびなゆう 蝦名悠		無
監事	きむらはなこ 木村花子		無

設立趣旨書

1 趣 旨

コロナ禍で子どもを取り巻く環境が激変したことを受け、2020年から任意団体として、こども食堂事業を中心に取り組んできましたが、コロナ収束後も食事支援のみならず、こどもの居場所、地域多世代交流の場としてその需要は高いままです。さらには近年の物価高騰による家計への影響、地域における世代間交流の難しさ等、子どもたちの生活環境は、現在も不安定な状況にあります。そのため子どもやその保護者への支援活動を広げる必要性が益々高まりました。

私たちが取り組む子どもの居場所作り活動は、子どもが安心して来られる居場所を作るだけでなく、見えづらい子どもの貧困をキャッチしたり、希薄になった地域と子どもの交流を取り戻したり、現代社会に暮らす子ども達にとってはなくてはならないものになりつつあります。

このような子どもの育ちを支えるコミュニティ活動が広がることは、子どもがそこで生きる幸せを感じ、生きる自信を得ていく一助になるものと考えます。そして子どもの幸せが地域住民の幸せにもつながる好循環を作り出し、子どもが安心して暮らし育つ地域づくりにも貢献できるものと確信しています。

これまで任意団体として活動を行ってまいりましたが、この活動を大きくしていくためには、より多くの仲間を集め、オープンな活動を行っていくことが必要です。つきましては、これまでのこども食堂事業を基盤とし、さらにこどもの居場所づくりを行う活動を充実させていくために、社会に認められた特定非営利活動法人を設立し、広く展開していくとするものです。

2 申請に至るまでの経過

2020年11月	吉見町の学童クラブの保護者を中心に任意団体チームこどもの居場所・よしみを設立。吉見町社会福祉協議会にボランティア団体登録をする。
2020年12月	こども食堂しいの木ひろばプレオープン
2021年1月～	毎月1回のペースでこども食堂及びあそび場を開催、長期休みはフードパントリーも開催。
2023年6月	事業拡大のためNPO法人化の検討を始める。
2023年7月	県の機関へ相談、設立要件の確認
2023年9月	準備会（発起人会）を実施 定款、事業計画等の案を作成
2024年2月	設立総会の開催

令和6年 2月17日

特定非営利活動法人 しいの木ひろば
設立代表者

氏名 福井 桂

令和6年度 年6度 事業計画書

特定非営利活動法人 しいの木ひろば

1 事業実施の方針

吉見町の児童及びその保護者に対して、こども食堂を通した食事支援を行うと同時に、遊び場や野菜作りを通して子どもの育ちが豊かになる体験事業も行う。この事業の実施により、子どもと子育てする人に優しい地域社会を作る。

2 事業の実施に関する事項（成立の日～令和7年 3月 31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
こどもの居場所作り事業	こども食堂 しいの木ひろば	毎月1回	公共施設	10人	児童とその保護者	50人 381
	しいの木あそび場	年3回	公共施設	4人	児童とその保護者	20人 20
食育事業	しいの木畠	隔月1回	吉見町東野	3人	児童	10人 20
地域交流促進事業	吉見町および社協イベントへの参加	年2回	吉見町社協	6人	吉見町民	100人 60
地域子育て支援事業	情報収集及び情報発信 イベント企画	未定	SNS 公民館	10人	吉見町、近隣市町の子育て世代	不特定多数 45

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	支出見込み額(千円)

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人しいの木ひろば

1 事業実施の方針

吉見町の児童及びその保護者に対して、こども食堂を通した食事支援を行うと同時に、遊び場や野菜作りを通して子どもの育ちが豊かになる体験事業も行う。この事業の実施により、子どもと子育てする人に優しい地域社会を作る。

2 事業の実施に関する事項（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容		実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
こどもの居場所作り事業	こども食堂しいの木ひろば		毎月1回	公共施設	10人	児童とその保護者	50人 393
	しいの木あそび場		年6回	公共施設	4人	児童とその保護者	20人 66
食育事業	しいの木畠		隔月1回	吉見町東野	3人	児童	10人 20
地域交流促進事業	吉見町および社協イベントへの参加		年2回	吉見町社協	6人	吉見町民	100人 60
地域子育て支援事業	情報収集及び情報発信 イベント企画		未定	SNS 公民館	10人	吉見町、近隣市町の子育て世代	不特定多数 35

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	支出見込み額(千円)

令和6年度 活動予算書

成立の日から 令和7年 3月 31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人しいの木ひろば

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費	5,000	25,000	
2 受取寄附金			
受取寄付金	150,000	150,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000	200,000	
4 事業収益			
こどもの居場所作り事業収益	120,000		
食育事業収益	0		
地域交流促進事業	63,000		
地域子育て支援事業	0	183,000	
5 その他の収益			
受取利息	2		
雑収益	0	2	
経常収益計 <small>(A)</small>			558,002
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		0	
(2) その他の経費			
食材費	329,000		
備品費	30,000		
印刷製本費	30,000		
消耗品費	80,000		
会場費	17,000		
宣伝広告費	20,000		
保険料	10,000		
交際費	10,000		
その他経費計	526,000		
事業費計			526,000
2 管理費			
(1) 人件費		0	
(2) その他の経費			
会議費	5,000		
旅費交通費	5,000		
通信費	6,000		
印刷製本費	5,000		
事務用品費	5,000		
保険料	8,000		
諸会費	6,000		
その他経費計	40,000		
管理費計			40,000

経常費用計 (B) 当期経常増減額 (A - B)			566,000 -7,998
III 経常外収益	0		0
経常外収益計 (C)	0		0
IV 経常外費用	0		0
経常外費用計 (D)			
①当期正味財産増減額 (A-B+C-D) ②設立時正味財産額 次期繰越正味財産額 (①+②)			-7,998 598,021 590,023

令和7年度 活動予算書

令和7年 4月 1日から 令和8年 3月 31日 まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人しいの木ひろば

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費	10,000	30,000	
2 受取寄附金			
受取寄付金	150,000	150,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000	200,000	
4 事業収益			
こどもの居場所作り事業収益	150,000		
食育事業収益	0		
地域交流促進事業	63,000		
地域子育て支援事業	0	213,000	
5 その他の収益			
受取利息	3		
雑収益	0	3	
経常収益計 (A)			593,003
II 経常費用			
1 事業費		0	
(1) 人件費			
(2) その他の経費			
食材費	374,000		
備品費	40,000		
印刷製本費	30,000		
消耗品費	72,000		
会場費	22,000		
宣伝広告費	11,000		
保険料	15,000		
交際費	10,000		
その他経費計	574,000		
事業費計			574,000
2 管理費			
(1) 人件費		0	
(2) その他の経費			
会議費	5,000		
旅費交通費	5,000		
通信費	6,000		
印刷製本費	5,000		
事務用品費	5,000		
保険料	8,000		
諸会費	6,000		
その他経費計	40,000		
管理費計			40,000
経常費用計 (B)			614,000

当期経常増減額 (A - B)		-20,997
Ⅲ 経常外収益	0	
経常外収益計 (C)	0	
Ⅳ 経常外費用	0	
経常外費用計 (D)	0	
② 期正味財産増減額 (A-B+C-D)		-20,997
②前期繰越正味財産額		590,023
次期繰越正味財産額 (①+②)		569,026